

第102期 報告書

2018年7月1日～2019年6月30日



伏木海陸運送株式会社

証券コード：9361

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループ第102期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の事業の概況をとりまとめましたので、ここに本報告書をお届けいたします。

本年、伏木港は開港120周年、当社も創立75周年という大きな節目の年を迎えました。

これからも当社は「内和外信」の社訓のもと、総合物流企業として荷主、船社のニーズに的確にお応えするとともに、環日本海交流の発展に向けて、地域社会とともに前進を続けてまいりますので、引き続きご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2019年9月

代表取締役社長

川西邦夫

目次

事業報告	1
連結計算書類	13
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	
計算書類	16
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	
監査報告書	19
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	
会計監査人の監査報告書謄本	
監査役会の監査報告書謄本	

事業報告

(2018年7月1日から)
(2019年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦激化の影響等により、先行きに不透明感が生じ、輸出には弱含みが見られましたが、雇用情勢並びに設備投資は堅調を維持し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような事業環境のなか、当社企業グループは、売上の増加に向けて積極的な営業活動を行いました。一方、営業利益は経費の圧縮に努め増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、141億4千5百万円（前年同期比2億1千6百万円、1.5%の減収）、営業利益は8億6千1百万円（前年同期比1億2千5百万円、17.1%の増益）、経常利益は8億1千1百万円（前年同期比1億1千3百万円、16.2%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億4千9百万円（前年同期比4千7百万円、11.9%の増益）となりました。

事業セグメント別の業績は次のとおりです。

[港運事業]

港運事業の売上高は、トラック運賃の一部値上げ、付帯業務の増加により95億3千8百万円（前年同期比2千6百万円、0.3%増収）、セグメント利益は8億9千6百万円（前年同期比1億2千1百万円、15.6%増益）となりました。主な輸移入貨物は、ウッドチップ、石炭、コンテナ貨物、オイルコークス、工業塩、原木・製材、アルミ地金、鋼材等であり、輸移出貨物は、コンテナ貨物とロシア向け自動車であります。

[不動産事業]

不動産事業の売上高は、10億7千7百万円（前年同期比8千1百万円、8.1%増収）、セグメント利益は3億1千8百万円（前年同期比2千7百万円、9.5%増益）となりました。売上の増収は、住宅販売の増加等によるもので、増益は、前期発生した老朽化施設の修繕費が今期減少したためです。

[繊維製品製造事業]

繊維製品製造事業の売上高は、国内自動車向け需要の減少により23億3千4百万円（前年同期比1億4千万円、5.7%減収）、セグメント利益は7百万円（前年同期比3千7百万円、83.7%減益）となりました。

[その他事業]

その他事業の売上高は、12億8千7百万円（前年同期比1億5千9百万円、11.0%減収）、セグメント利益は3千7百万円（前年同期比2千万円、35.1%減益）となりました。これは主に旅行業の減収によるものです。

(2) セグメント別売上高

事業名	第101期 (2018年6月期)		第102期(当期) (2019年6月期)		前期比増減	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)
港 運 事 業	9,512	65.9	9,538	67.0	26	0.3
不 動 産 事 業	995	6.9	1,077	7.6	81	8.1
繊 維 製 品 製 造 事 業	2,475	17.2	2,334	16.4	△140	△5.7
そ の 他 事 業	1,446	10.0	1,287	9.0	△159	△11.0
事業間取引消去	△67	—	△91	—	△24	—
計	14,362	100.0	14,145	100.0	△216	△1.5

(注) 事業間取引消去により事業部門間の内部売上高を消去しています。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等の購入など、5億7千7百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社は、対岸諸国（ロシア、中国、韓国）との貿易の拠点として、物流を通じ地域の発展に貢献することを目指しております。
上記課題の達成に向けて次のような具体的な取組みを行います。
(a) 物流のインフラ整備とノウハウの蓄積を図り、国際海上コンテナ貨物の新規貨物の誘致及び定期航路の更なる拡充を図ります。
(b) 海外事務所を活用し、ロシア、中国との物流面で積極的な事業展開をいたします。
- ② 新規 incoming 貨物の誘致については、伏木外港の活用を図り、積極的な営業展開を行います。
- ③ グループ全体でのコンプライアンス及び環境意識の向上に努め、企業の社会的責任を果たします。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第99期 (2016年6月期)	第100期 (2017年6月期)	第101期 (2018年6月期)	第102期(当期) (2019年6月期)
売 上 高 (千円)	13,192,809	13,419,418	14,362,770	14,145,888
経 常 利 益 (千円)	118,112	688,066	698,751	811,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	42,458	366,884	401,185	449,018
1株当たり当期純利益	16円45銭	142円00銭	155円30銭	173円82銭
純 資 産 (千円)	8,503,952	9,011,235	9,414,085	9,711,169
総 資 産 (千円)	21,528,207	22,132,819	22,005,422	21,657,498
1株当たり純資産	2,977円50銭	3,179円69銭	3,313円67銭	3,407円26銭

(注) 2017年1月1日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したため、第99期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(7) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第99期 (2016年6月期)	第100期 (2017年6月期)	第101期 (2018年6月期)	第102期(当期) (2019年6月期)
売 上 高 (千円)	7,350,415	7,547,247	7,890,006	7,829,314
経 常 利 益 (千円)	256,037	318,196	310,148	382,975
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	△157,729	366,687	209,720	256,562
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△60円75銭	141円22銭	80円78銭	98円82銭
純 資 産 (千円)	5,607,050	6,088,080	6,228,614	6,279,514
総 資 産 (千円)	11,277,990	11,534,206	11,625,117	11,457,364
1株当たり純資産	2,159円11銭	2,344円85銭	2,399円11銭	2,418円76銭

(注) 2017年1月1日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したため、第99期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産を算定しております。

(8) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

事 業 区 分	主 要 な 内 容
港 運 事 業	伏木富山港における入出港船舶の荷役及び曳船作業、コンテナターミナル運営及び沿岸作業等の海陸一貫作業、鉄道貨物の取扱積卸、貨物自動車による輸送(港湾經由貨物、国内流通貨物、石油類、セメント類、飼料他)、輸出入貨物等を保管する倉庫業、通関業、船舶代理店業、梱包業
不 動 産 事 業	不動産賃貸、駐車場経営、木造注文住宅の設計・施工
繊維製品製造事業	自動車内装生地やスポーツ衣料など編地の開発・設計・生産
そ の 他 事 業	損害保険代理店業、旅行業、繊維製品卸売、油槽所構内作業

(9) 事業所の所在地 (2019年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	富山県高岡市伏木湊町5番1号
富 山 新 港 支 店	富山県射水市奈呉の江4番2
新 能 町 倉 庫	富山県高岡市材木町717番1号
高 岡 貨 物 駅 営 業 所	富山県高岡市吉久1丁目1番120号
富 山 港 事 務 所	富山県富山市西宮町2番36 太平洋セメント(株)富山SS内
金 沢 事 務 所	石川県金沢市大野町4丁目10番2
東 京 事 務 所	東京都中央区日本橋本町3丁目1番11号繊維会館8階801号室
ウラジオストク事務所	ウラジオストク市ニジネポルトーパヤ通り1 海の駅3階306号室
大 連 事 務 所	大連市中山区祝賀街35号 錦聯大厦1710室

(10) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
港 運 事 業	506	16
不 動 産 事 業	11	2
繊 維 製 品 製 造 事 業	130	△3
そ の 他 事 業	60	△1
全 社 (共 通)	26	8
合 計	733	22

(注) 従業員は就業人員であり、全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない会社の管理部門に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
309名	1名減	39.7歳	16.2年

(11) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2019年6月30日現在)

会 社 名	資 本 金 (千円)	議 決 権 所有比率 (%)	主要な事業内容
子会社			
伏木貨物自動車株式会社	20,000	86.50	貨物自動車運送事業
北陸日本海油送株式会社	50,000	94.12 (5.08)	石油類運送事業
F K Kエンジニアリング株式会社	30,000	98.65 (8.65)	油槽所の構内作業事業
富山太平洋物流株式会社	20,000	60.00	貨物自動車運送事業
F K Kエアーサービス株式会社	50,000	100.00	旅行事業
高岡鉄道産業株式会社	10,000	100.00	通運事業
チューゲキ株式会社	272,563	71.66	不動産貸付、駐車場経営事業
山 口 株 式 会 社	32,000	71.66 (71.66)	繊維製品卸売事業
丸共シーランド株式会社	70,000	100.00	港湾運送事業、船舶代理店事業
山口ニット株式会社	300,000	65.19 (65.19)	繊維製品製造事業
大洋住宅株式会社	40,000	71.66 (71.66)	木造住宅事業
関連会社			
新光硝子工業株式会社	50,000	20.00	ガラス加工事業
北陸海事株式会社	10,000	20.00	曳船事業
日本海産業株式会社	13,000	25.00	貨物運送事業
株式会社伏木ポートサービス	29,000	32.20	貸切旅客自動車運送事業
新湊観光開発株式会社	85,000	20.78 (1.30)	ホテル経営事業
氷見観光開発株式会社	93,000	27.14 (2.41)	ゴルフ場経営事業

(注) 議決権の所有比率の()内は、間接所有を内数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,885,884
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	907,135
株 式 会 社 富 山 銀 行	802,062
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	669,052
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	330,600

2. 会社の株式に関する事項 (2019年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,615,400株(自己株式19,230株を含む)
(3) 株 主 数 881名
(4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 橘 海 運	207	7.98
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	191	7.36
株 式 会 社 北 陸 銀 行	128	4.94
夏 野 元 秀	110	4.24
橘 慶 一 郎	106	4.09
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	93	3.59
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	70	2.70
釣 谷 真 美	65	2.52
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	64	2.47
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	64	2.47

- (注) 1. 持株数の千株未満及び持株比率の単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 西 邦 夫	北陸日本海油送株式会社代表取締役会長、F K Kエンジニアリング株式会社代表取締役会長、北陸海事株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	大 門 督 幸	伏木貨物自動車株式会社代表取締役社長、F K Kエアーサービス株式会社代表取締役社長、高岡鉄道産業株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	浦 俊 夫	F K Kエンジニアリング株式会社代表取締役社長、大洋住宅株式会社代表取締役社長、氷見観光開発株式会社代表取締役社長
取 締 役	久 保 啓 二 郎	営業部長 (海運営業部)
取 締 役	林 延 佳	総務部長
取 締 役	森 岡 実	富山新港支店長、富山太平洋物流株式会社代表取締役社長
取 締 役	太 田 好 昭	人事労務部長、丸共シーランド株式会社代表取締役社長
取 締 役	細 川 英 明	営業部長 (国際物流部)
取 締 役	野 村 浩	現業部長
取 締 役	釣 谷 宏 行	株式会社C K サンエツ代表取締役社長、サンエツ金属株式会社代表取締役社長、シーケー金属株式会社代表取締役社長、株式会社リケンC K J V代表取締役社長、日本伸銅株式会社代表取締役会長、株式会社宮入バルブ製作所社外監査役
取 締 役	夏 野 公 秀	射水運輸株式会社代表取締役社長、株式会社エコ・マインド代表取締役社長、射水建設興業株式会社代表取締役社長、射水建材株式会社代表取締役社長
取 締 役	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役会長、G R N株式会社代表取締役社長
取 締 役	栗 田 吉 弘	
取 締 役	橘 奈 緒 美	タチバナアソシエイツ代表、D H R インターナショナル・ジャパン株式会社マネージング・パートナー
常 任 監 査 役 (常 勤)	太 田 俊 之	
監 査 役	中 村 正 治	サニーライブホールディングス株式会社代表取締役社長、南陽吉久株式会社代表取締役社長、光陽興産株式会社代表取締役会長、万葉線株式会社代表取締役社長
監 査 役	坂 本 重 一	坂本重一税理士事務所所長、北陸電気工業株式会社社外取締役 (監査等委員)、中村留精密工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役釣谷宏行、夏野公秀、稲垣晴彦、橘奈緒美の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中村正治氏及び坂本重一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役坂本重一氏は、税理士として、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
常 務 取 締 役	河 俊 郎	山口ニット株式会社代表取締役会長、新湊観光開発株式会社代表取締役社長	2018年9月26日

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (5名)	75,286千円 (11,306千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,760千円 (2,220千円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (7名)	87,046千円 (13,526千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度中に計上した退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動状況及び重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	釣 谷 宏 行	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、企業経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	株式会社CKサンエツ代表取締役社長、サンエツ金属株式会社代表取締役社長、シーケー金属株式会社代表取締役社長、株式会社リケンCKJV代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) 日本伸銅株式会社代表取締役会長、株式会社宮入バルブ製作所社外監査役 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外取締役	夏 野 公 秀	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、企業経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	射水運輸株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) 株式会社エコ・マインド代表取締役社長、射水建設興業株式会社代表取締役社長、射水建材株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	稲垣晴彦	当事業年度開催の取締役会6回のうち3回に出席し、企業経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	北陸コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役会長、GRN株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。)
社外取締役	橘奈緒美	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、企業経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	タチバナアソシエイツ代表、DHR インターナショナル・ジャパン株式会社マネージング・パートナー (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	中村正治	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、また監査役会6回すべてに出席し、企業経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	南陽吉久株式会社代表取締役社長、光陽興産株式会社代表取締役会長 (上記重要な兼職先との間に商取引があります。) サニーライブホールディングス株式会社代表取締役社長、万葉線株式会社代表取締役社長 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)
社外監査役	坂本重一	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、また監査役会6回すべてに出席し、税理士としての専門の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	坂本重一税理士事務所所長、北陸電気工業株式会社社外取締役(監査等委員)、中村留精密工業株式会社社外監査役 (上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。)

(注) 社外取締役役谷宏行氏並びに社外監査役坂本重一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(5) 責任限定契約に関する事項

定款には責任限定契約を締結することができる規定はありますが、個々の取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役との締結はしていません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社及び当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、報酬等に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士等による子会社の監査状況

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

<決議の内容の概要>

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。ならびに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規定の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、役員、従業員における法令等・企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
- ② 内部監査については、内部統制委員会を設置し業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、問題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、内部統制委員会は、必要に応じ、監査役及び会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。
- ③ 経営に係る法律上の諸問題については顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め、期間中は取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う体制とする。重大事態発生時においては、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、会社の経営方針及び経営戦略に係る重要方針については常務会及び取締役会で決議した経営基本方針に基づき全般的執行方針を確立する。常勤役員及び部長以上で構成する幹部会議を月1回以上開催し、業務上の重要事項を協議決定、実施する。

(5) 企業集団における適切な管理体制を確保するための体制

- ① グループ会社を管理する部署には担当役員を配置し、業務の状況は、定期的に取り締役に報告することとする。
- ② グループ会社はすべて取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役として就任し、業務の適正を監視出来る体制とする。グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、内部統制委員会に報告するものとする。内部統制委員会は監査役と情報を共有し、当該グループ会社に対し、改善等の指導・助言を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本規程に従い、全社的リスク管理を徹底する。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、またはリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本とする。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、「幹部会議」において検討する体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて配置することとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保出来る体制とする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。また監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。

(8) 上記7号の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度を主管する人事労務部は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとする。
- ② 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部統制委員会と情報を共有し、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を受ける体制とする。

② 監査役は取締役会に出席するほか、幹部会議その他重要な会議に出席することが出来るとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことが出来ることとする。当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なとみとめられた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当社では、上記体制に基づき、次のとおり運用しております。

(1) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は、定期的に総務部より発信しており、基本的事項の再確認や事例研究などの案内を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。コンプライアンス上の疑義における対策の検討・決議、コンプライアンスに関する取り組み全般についての企画立案は、幹部会議や内部統制委員会にて実施しております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制の強化

当社及びグループ各社のリスクについては、幹部会議、常務会を通じ、定期的にリスク管理状況を把握し取締役へ報告しております。また、与信管理規程により、与信の調査及び管理についての運用体制の強化を図っております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については、「常務会規程」に基づき常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会など会議体の議案については、幹部会議を通じて可能な限り事前提供を徹底するなど、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による内部監査の実施、「子会社管理規程」等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。

また、当社及びグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任し、ガバナンスの強化に努めております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

取締役が決裁した社内稟議書を総務部が定期的に監査役に提出し、監査役による日常業務の執行状況の閲覧を行っております。また、監査役が毎回幹部会議に出席し、取締役から情報提供を受けることで監査の実効性の向上に努めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,830,502	流 動 負 債	4,606,593
現 金 及 び 預 金	1,688,265	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	972,012
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,550,021	短 期 借 入 金	395,000
商 品 及 び 製 品	156,409	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,923,226
仕 掛 品	93,094	未 払 金	93,757
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	121,287	未 払 法 人 税 等	154,999
そ の 他	224,048	未 払 消 費 税 等	113,327
貸 倒 引 当 金	△2,625	賞 与 引 当 金	22,568
固 定 資 産	16,826,996	役 員 賞 与 引 当 金	25,746
有 形 固 定 資 産	13,486,196	そ の 他	905,954
建 物 及 び 構 築 物	3,345,882	固 定 負 債	7,339,735
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,282,400	社 債	500,000
土 地	8,771,434	長 期 借 入 金	4,077,969
建 設 仮 勘 定	3,376	繰 延 税 金 負 債	303,968
そ の 他	83,102	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	210,610
無 形 固 定 資 産	66,973	製 品 保 証 引 当 金	73,349
そ の 他	66,973	長 期 預 り 保 証 金	914,166
投 資 そ の 他 の 資 産	3,273,826	特 別 修 繕 引 当 金	8,240
投 資 有 価 証 券	2,354,232	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,047,309
長 期 貸 付 金	239,075	資 産 除 去 債 務	199,000
繰 延 税 金 資 産	149,608	そ の 他	5,121
そ の 他	533,911	負 債 合 計	11,946,329
貸 倒 引 当 金	△2,999	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	21,657,498	株 主 資 本	8,561,213
		資 本 金	1,850,500
		資 本 剩 余 金	1,451,640
		利 益 剩 余 金	5,306,242
		自 己 株 式	△47,170
		その他の包括利益累計額	240,230
		その他有価証券評価差額金	240,594
		退職給付に係る調整累計額	△364
		非支配株主持分	909,725
		純 資 産 合 計	9,711,169
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,657,498

連結損益計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,145,888
売上原価		12,077,604
売上総利益		2,068,284
販売費及び一般管理費		1,207,215
営業利益		861,068
営業外収益		93,768
受取利息	272	
受取配当金	54,216	
助成金収入	2,366	
受取賃貸料	6,640	
その他の	30,274	
営業外費用		143,056
支払利息	62,662	
持分法による投資損失	77,491	
その他の	2,901	
経常利益		811,780
特別利益		53,975
固定資産売却益	31,413	
災害に伴う受取保険金	19,592	
その他の	2,969	
特別損失		55,690
投資有価証券評価損	30,814	
固定資産売却損	1,782	
固定資産除却損	2,117	
災害による損失	17,227	
その他の	3,748	
税金等調整前当期純利益		810,065
法人税・住民税及び事業税	288,845	
法人税等調整額	5,380	294,225
当期純利益		515,840
非支配株主に帰属する当期純利益		66,821
親会社株主に帰属する当期純利益		449,018

連結株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,850,500	1,451,640	4,943,350	△46,955	8,198,536
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△90,867		△90,867
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			449,018		449,018
連結子会社と非連結子会社 との合併に伴う変動額			4,741		4,741
自 己 株 式 の 取 得				△214	△214
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	362,892	△214	362,677
当 期 末 残 高	1,850,500	1,451,640	5,306,242	△47,170	8,561,213

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	357,875	3,857	361,733	853,815	9,414,085
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△90,867
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					449,018
連結子会社と非連結子会社 との合併に伴う変動額					4,741
自 己 株 式 の 取 得					△214
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△117,281	△4,221	△121,502	55,909	△65,593
当 期 変 動 額 合 計	△117,281	△4,221	△121,502	55,909	297,084
当 期 末 残 高	240,594	△364	240,230	909,725	9,711,169

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,483,746	流 動 負 債	2,347,019
現 金 及 び 預 金	116,784	買 掛 金	491,147
受 取 手 形	259,650	短 期 借 入 金	330,000
売 掛 金	1,057,784	1年内返済予定長期借入金	1,006,260
貯 蔵 品	13,630	未 払 金	50,613
前 払 費 用	6,102	未 払 費 用	255,574
未 収 入 金	375	未 払 法 人 税 等	96,391
そ の 他	29,417	未 払 消 費 税 等	34,462
固 定 資 産	9,973,617	前 受 金	2,927
有 形 固 定 資 産	6,752,861	役 員 賞 与 引 当 金	11,025
建 物	1,224,216	預 り 金	68,616
構 築 物	99,518	固 定 負 債	2,830,830
機 械 及 び 装 置	346,410	長 期 借 入 金	1,970,385
船 舶	12,848	退 職 給 付 引 当 金	754,074
車 両 運 搬 具	112,004	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	88,065
工 具 器 具 備 品	39,881	長 期 預 り 保 証 金	7,268
土 地	4,917,982	特 別 修 繕 引 当 金	8,240
無 形 固 定 資 産	27,063	そ の 他	2,797
ソ フ ト ウ ェ ア	27,063	負 債 合 計	5,177,849
投 資 そ の 他 の 資 産	3,193,691	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,853,216	株 主 資 本	6,041,876
関 係 会 社 株 式	654,418	資 本 金	1,850,500
出 資 金	1,720	資 本 剰 余 金	1,367,507
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,358,600	資 本 準 備 金	1,367,468
関 係 会 社 ゴ ル フ 会 員 権	23,828	そ の 他 資 本 剰 余 金	38
繰 延 税 金 資 産	67,218	利 益 剰 余 金	2,855,206
そ の 他	368,289	利 益 準 備 金	284,406
貸 倒 引 当 金	△2,133,600	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,570,799
		配 当 準 備 積 立 金	160,000
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	61,855
		別 途 積 立 金	1,680,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	668,943
		自 己 株 式	△31,337
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	237,638
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	237,638
		純 資 産 合 計	6,279,514
資 産 合 計	11,457,364	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,457,364

損 益 計 算 書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,829,314
売 上 原 価		7,019,500
売 上 総 利 益		809,813
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		398,675
営 業 利 益		411,138
営 業 外 収 益		88,907
受 取 利 息	147	
受 取 配 当 金	81,455	
そ の 他	7,304	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,759	
貸 倒 引 当 金 繰 入	91,000	117,070
そ の 他	311	
経 常 利 益		382,975
特 別 利 益		32,298
固 定 資 産 売 却 益	27,438	
災 害 に 伴 う 受 取 保 険 金	4,860	
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,490	
固 定 資 産 除 却 損	1,679	
災 害 に よ る 損 失	4,500	9,669
税 引 前 当 期 純 利 益		405,604
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	150,298	149,042
法 人 税 等 調 整 額	△1,256	
当 期 純 利 益		256,562

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 準 備 益 金	その他利益剰余金	
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	1,850,500	1,367,468	38	1,367,507	284,406	160,000	61,855
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,850,500	1,367,468	38	1,367,507	284,406	160,000	61,855

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計					
	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	1,680,000	503,249	2,689,512	△31,266	5,876,252	352,362	352,362	6,228,614
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△90,867	△90,867		△90,867			△90,867
当 期 純 利 益		256,562	256,562		256,562			256,562
自己株式の取得				△70	△70			△70
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△114,723	△114,723	△114,723
当 期 変 動 額 合 計	一	165,694	165,694	△70	165,623	△114,723	△114,723	50,900
当 期 末 残 高	1,680,000	668,943	2,855,206	△31,337	6,041,876	237,638	237,638	6,279,514

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月22日

伏木海陸運送株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沖 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伏木海陸運送株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伏木海陸運送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年 8月22日

伏木海陸運送株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沖 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伏木海陸運送株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月23日

伏木海陸運送株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 太田 俊之 ㊞
社外監査役 中村 正治 ㊞
社外監査役 坂本 重一 ㊞

(注) 監査役中村正治及び監査役坂本重一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, providing a guide for writing. The background is a clean, solid white color.

本年度のトピックス

◇創立75周年記念館 完成

2019年5月、「伏木海陸運送株式会社 創立75周年記念館」が完成しました。昭和初期に当社の前身が所有していた建物を改装し、当社創立に至る近代伏木港の歴史や硬式野球部の活躍等を紹介しております。



◇燃料電池（FC）フォークリフト 導入

2018年12月、北陸で初めて水素と酸素を反応させて発電する燃料電池（FC）フォークリフトを導入しました。数時間の充電が必要な電動式と比べ、充填時間は3分で済み、8時間の稼働が可能で、作業効率アップに繋がっております。



会 社 の 概 要 (2019年6月30日現在)

商 号 伏木海陸運送株式会社 (Fushiki Kairiku Unso Co., Ltd.)

設 立 1944年3月31日

資 本 金 18億5,050万円

発 行 済 株 式 2,615,400株 (発行可能株式総数4,800,000株)

事 業 所

本社、富山新港支店、新能町倉庫、高岡貨物駅営業所、富山港事務所、金沢事務所、東京事務所、ウラジオストック事務所、大連事務所

従 業 員 数 単体309名 (連結733名)

事 業 内 容

港運事業

(当社) 入出港船舶の本船積卸、コンテナターミナル運営及び沿岸作業等の海陸一貫作業、通関業、内航海運業、海上運送事業、鉄道貨物の取扱積卸、集荷配達作業、貨物自動車による港湾経由・国内流通貨物等の輸送、輸出入貨物等の保管仮置及び出入庫作業

(連結子会社・持分法適用会社) 木材荷役、船舶代理店業、曳船作業、貨物自動車による一般貨物・石油類・セメント類・飼料他の輸送

不動産事業

(当社) 所有する土地・建物等の賃貸

(連結子会社・持分法適用会社) 不動産賃貸、駐車場経営、木造注文住宅の設計・施工

繊維製品製造事業

(連結子会社) 自動車内装生地やスポーツ衣料など編地の開発・設計・生産

その他事業

(当社) 損害保険代理店業

(連結子会社・持分法適用会社) 油脂類販売業、油槽所構内作業、石油基地防災業、旅行業、繊維製品卸売業、ガラス加工業、防除業、貸切バス事業、ホテル経営、ゴルフ場経営

連 結 子 会 社 (11社)

伏木貨物自動車株式会社

(貨物自動車運送事業)

北陸日本海油送株式会社

(石油類運送事業)

F K Kエンジニアリング株式会社

(油槽所の構内作業事業)

富山太平洋物流株式会社

(貨物自動車運送事業)

F K Kエアーサービス株式会社

(旅行事業)

高岡鉄道産業株式会社

(通運事業)

チューゲキ株式会社

(不動産貸付、駐車場経営事業)

山口株式会社

(繊維製品卸売業)

丸共シーランド株式会社

(港湾運送事業、船舶代理店事業)

山口ニット株式会社

(繊維製品製造事業)

大洋住宅株式会社

(木造住宅事業)

持分法適用会社 (6社)

新光硝子工業株式会社

(ガラス加工事業)

北陸海事株式会社

(曳船事業)

日本海産業株式会社

(貨物運送事業)

株式会社伏木ポートサービス

(貸切旅客自動車運送事業)

新湊観光開発株式会社

(ホテル経営事業)

水見観光開発株式会社

(ゴルフ場経営事業)

株 主 メ モ

事 業 年 度	7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
定 時 株 主 総 会	毎年 9 月
基 準 日	定時株主総会 6 月 30 日 期末配当 6 月 30 日 中間配当 12 月 31 日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単 元 株 式 数	100株
証 券 コ ー ド	9361
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
株 主 名 簿 管 理 人 事 務 取 扱 場 所 (郵便物送付先)	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電 話 照 会 先)	0120-782-031 (フリーダイヤル、受付時間：平日9時～17時)
(U R L)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公 告 方 法	電子公告により行います。 (下記の当社ホームページに掲載いたします。) http://www.fkk-toyama.co.jp 但し、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式に関するお手続きについて

■住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

